航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空障害灯の種類及び設置基準） **第百二十七条**　法第五十一条第一項、第二項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により設置する航空障害灯は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯とし、その設置の基準は、次のとおりとする。 一　航空障害灯の性能は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯の別に次のとおりとする。 イ～ハ　（略） ニ　低光度航空障害灯 ㈠　（略） ㈡　光度は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ａ　第十三号イに規定する位置に使用されるもの及び第十四号の物件において第十三号イに規定する位置から下方に順に一つ置きの同号ハに規定する位置（最も低い位置を除く。）に使用されるものにあつては、光源の中心を含む水平面上十度における光度は、百カンデラ以上であり、かつ、光源の中心を含む水平面下三度における光度は、百カンデラ以上百五十カンデラ以下であること。 ｂ　中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯又は第十四号の物件においてａに規定するものと組み合せて使用されるもの（ａに規定するものを除く。）にあつては、光源の中心を含む水平面上六度及び十度における光度は、三十二カンデラ以上であること。 ｃ　（略） 二　第百三十二条の二第一項第一号、第三号及び第六号に掲げる物件（支線を除く。）で百五十メートル以上の高さのもの（地形若しくは既存物件との関係又は当該物件の設置状況から高光度航空障害灯を設置することが不適当であると国土交通大臣が認めたものを除く。）には、次に掲げる位置（第百三十二条の二第一項第四号に掲げる物件を支持する物件（避雷針を除く。以下「支持物件」という。）にあつては、イを除く。）に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように高光度航空障害灯を一個以上設置すること。 イ　物件（避雷針を除く。以下この号、第四号イからハまで、第五号イからハまで及び第十三号イからニまでにおいて同じ。）の頂上。ただし、煙突その他の物件でその頂上に高光度航空障害灯を設置した場合には当該灯火の機能を損なうおそれのあるものにあつては頂上から下方一・五メートルから三メートルまでの間、アンテナその他の物件でその頂上に高光度航空障害灯を設置することが技術的に困難であると国土交通大臣が認めた物件にあつてはできるだけ高い位置とする。	（航空障害灯の種類及び設置基準） **第百二十七条**　法第五十一条第一項、第二項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により設置する航空障害灯は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯とし、その設置の基準は、次のとおりとする。 一　航空障害灯の性能は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯の別に次のとおりとする。 イ～ハ　（略） ニ　低光度航空障害灯 ㈠　（略） ㈡　光度は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ａ　第十号イに規定する位置に使用されるもの及び第十一号の物件において第十号イに規定する位置から下方に順に一つ置きの同号ハに規定する位置（最も低い位置を除く。）に使用されるものにあつては、光源の中心を含む水平面上十度における光度は、百カンデラ以上であり、かつ、光源の中心を含む水平面下三度における光度は、百カンデラ以上百五十カンデラ以下であること。 ｂ　中光度赤色航空障害灯又は第十一号の物件においてａに規定するものと組み合せて使用されるもの（ａに規定するものを除く。）にあつては、光源の中心を含む水平面上六度及び十度における光度は、三十二カンデラ以上であること。 ｃ　（略） 二　第百三十二条の二第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる物件（支線を除く。）で百五十メートル以上の高さのもの（地形若しくは既存物件との関係又は当該物件の設置状況から高光度航空障害灯を設置することが不適当であると国土交通大臣が認めたものを除く。）には、次に掲げる位置（第百三十二条の二第一項第三号に掲げる物件を支持する物件（避雷針を除く。以下「支持物件」という。）にあつては、イを除く。）に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように高光度航空障害灯を一個以上設置すること。 イ　物件（避雷針を除く。以下この号、第四号イからハまで、第五号イからハまで及び第十号イからニまでにおいて同じ。）の頂上。ただし、煙突その他の物件でその頂上に高光度航空障害灯を設置した場合には当該灯火の機能を損なうおそれのあるものにあつては頂上から下方一・五メートルから三メートルまでの間、アンテナその他の物件でその頂上に高光度航空障害灯を設置することが技術的に困難であると国土交通大臣が認めた物件にあつてはできるだけ高い位置とする。